

平成 23 年度の住民自治協議会事務局職員の雇用に要する経費について

1 趣旨

住民自治協議会事務局職員の雇用に要する経費（以下、「人件費」）として、本年度は 100 万円を「地域いきいき運営交付金」に含めて交付しているところであるが、①人件費の増額 ②世帯数の多い地区に配慮した算出 などについて、要望を伺っているところである。

地域振興部としても、住民自治協議会事務局機能の強化が円滑な活動に資することから、より長時間の雇用が可能となるよう支援することが必要だと考えている。

については、今後の方向性やそれに伴う課題等について整理し、ご意見等を伺うもの。

2 住民自治協議会事務局職員に係る事務量等の調査

7 月又は 8 月の 1 ヶ月間の事務局職員に係る事務量等を調査するもの。

(1) 8 月 2 日付で依頼した調査の概要

- ①事務局職員が担っている事務の項目と、全事務量のうち当該事務が占める割合
- ②支所や役員等と分担している事務については、それぞれが担う事務の割合
- ③1 ヶ月間の勤務実日数、勤務時間数、時間外勤務の時間数
- ④平成 22 年度の事務局職員雇用に係る人件費予算額 等

(2) 事務量調査の結果を参考に、平成 23 年度分人件費支援の検討を進めたい。

3 市の人件費支援に関する基本的な考え方（地域振興部としての考え）

- (1) 将来的には、住民自治協議会の事務局が自立できるよう支援することが必要である。
- (2) 事務局が自立するためには、安定した経済的基盤が必要である。
- (3) 人件費支援額を増額する際は、全市一律で市から住民自治協議会へ移行する事務を明確にする必要がある。

4 当面の方針（地域振興部としての方針）

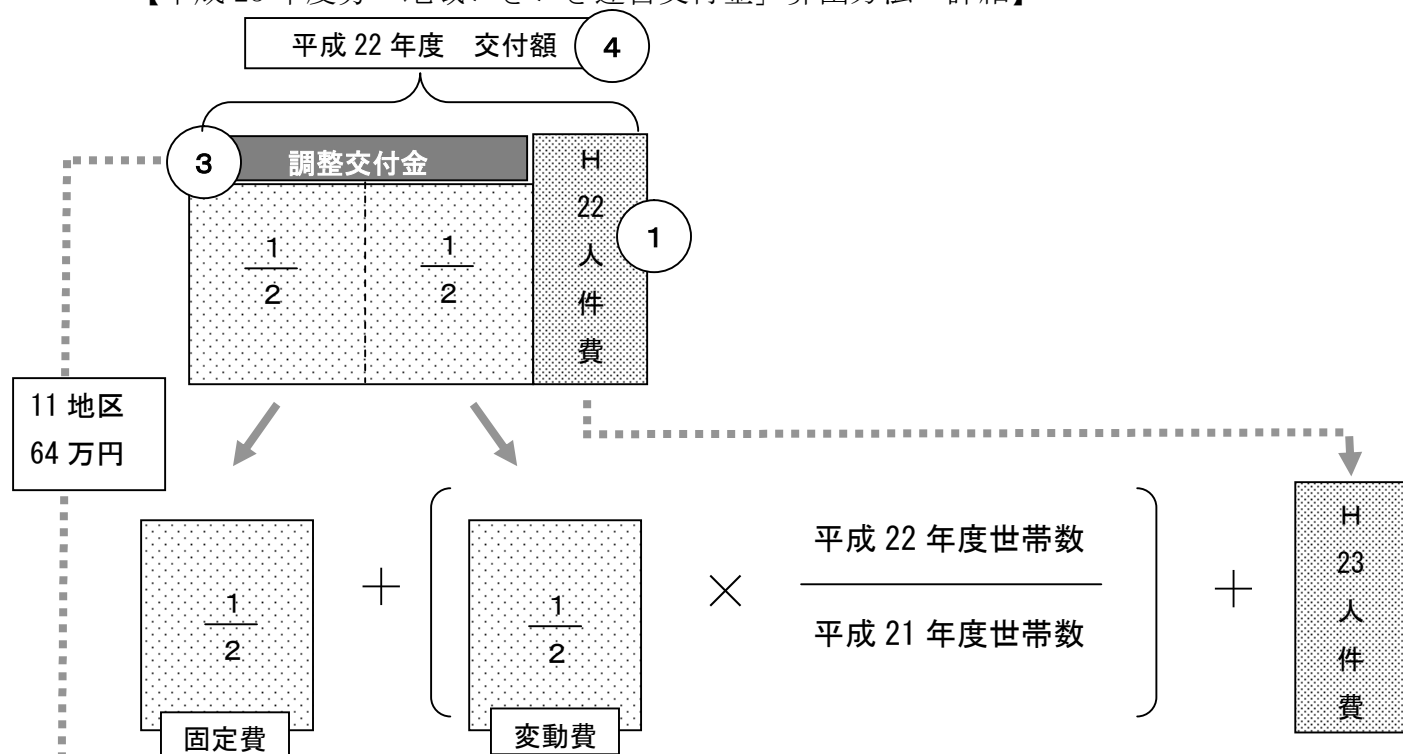
平成 23 年度の人件費支援について次のとおり進めてまいりたい。

- (1) 人件費支援額を増額の方向で検討したい。
- (2) 市全体の地区平均世帯数を超える地区に対しては、世帯数に応じて 2 ～ 3 段階に分けて若干額を上乗せする方向で検討したい。

(3) 「地域いきいき運営交付金」の交付金額は、前年度交付額から人件費（平成 22 年度では 100 万円）を除いた額を 2 分の 1 に分けて、その一方に世帯増減の割合を乗じて算出することとしたい。

（世帯数の増減によって人件費が変動しないようにするため）

【平成 23 年度分「地域いきいき運営交付金」算出方法 詳細】



平成 18 年度から 21 年度へ向けて世帯数が減少した地区に対して、平成 18 年度分として既に提示した交付予定額を下回った額
 ⇒平成 22 年度のみ調整交付金として交付
 ⇒平成 23 年度分交付金の算定から除外する
 （平成 22 年 2 月 2 日 第 14 回連絡会で説明）